最近７年間の国債整理基金の公債等、借入金償還財源の繰入額、償還額、年度末基金残高、借換額の推移

（単位：億円）

区分 ＼ 年度	令和元年度	2	3	4	5	6（予定）	7（予定）
償還財源繰入額等							
公債等	284,099	264,672	429,892	350,450	277,389	324,339	280,003
（うち復興債償還財源）	（610）	（346）	（13,907）	（2,480）	（3,015）	（3,589）	（1,113）
（うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（0）	（－）
一般会計	143,019	145,888	170,506	163,850	177,613	174,220	173,798
特別会計	140,450	118,280	247,937	186,548	98,631	148,162	104,859
（うち復興債償還財源）	（－）	（－）	（2,460）	（2,431）	（1,878）	（1,639）	（0）
（うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）
株式売払収入	－	－	10,867	－	1,057	1,829	1,029
（うち復興債償還財源）	（－）	（－）	（10,867）	（－）	（1,057）	（1,829）	（1,029）
運用収入等	630	504	582	52	88	128	318
（うち復興債償還財源）	（610）	（346）	（579）	（50）	（80）	（121）	（84）
（うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（0）	（－）
借入金	414,575	414,535	415,236	405,153	401,773	402,752	397,170
一般会計	3,562	3,427	3,299	3,196	3,095	2,996	2,896
特別会計	411,013	411,108	411,937	401,957	398,678	399,756	394,275
合計	698,674	679,207	845,128	755,603	679,162	727,091	677,173
一般会計	146,581	149,316	173,805	167,046	180,708	177,216	176,693
特別会計	551,463	529,388	659,874	588,505	497,309	547,918	499,133
株式売払収入	－	－	10,867	－	1,057	1,829	1,029
運用収入等	630	504	582	52	88	128	318
償還額							
公債等	283,958	264,823	429,762	350,586	277,348	324,392	279,994
普通国債	140,014	142,216	166,617	160,191	173,980	170,712	170,528
出資国債等	8,143	9,146	7,721	8,720	7,372	22,569	3,494
財政投融資特別会計国債	135,190	113,115	241,517	179,194	92,981	127,523	104,859
復興債	610	346	13,907	2,480	3,015	3,589	1,113
脱炭素成長型経済構造移行債	－	－	－	－	－	0	－
借入金	414,575	414,535	415,236	405,153	401,773	402,752	397,170
合計	698,533	679,358	844,997	755,739	679,121	727,144	677,164
年度末基金残高	30,200	30,050	30,180	30,044	30,085	30,031	30,041
（うち復興債償還財源）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）
（うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）
国債借換額	1,042,383	1,085,039	1,428,502	1,477,335	1,539,211	1,341,814	1,362,231
（うち復興債借換分）	（30,386）	（26,688）	（26,950）	（37,837）	（33,788）	（31,299）	（30,518）
（うち脱炭素成長型経済構造移行債借換分）	（－）	（－）	（－）	（－）	（11,034）	（8,484）	（7,035）

（注）
1．株式売払収入は、株式売却経費を控除したものである。
2．運用収入等には、配当金収入及び前年度剰余金を含む。
3．財政投融資特別会計国債とは、特別会計に関する法律第62条第1項等の規定による国債である。
4．復興債とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第69条第1項及び第4項の規定による国債である。
5．脱炭素成長型経済構造移行債とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第7条第1項の規定による国債である。
6．年度末基金残高には、特別会計に関する法律第47条第1項の規定による借換国債収入額を含まない。
7．単位未満は四捨五入してあるので、合計において合致しない場合もある。